



長崎県公報

目 次

○ 規 則	所管課(室)名
○振興局長委任規則の一部を改正する規則	新行政推進室
○ 訓 令	
○長崎県決裁規程の一部改正	新行政推進室

規 則

振興局長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月1日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第45号の2

振興局長委任規則の一部を改正する規則

振興局長委任規則（昭和42年長崎県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(所管区域における委任事項)</p> <p>第2条 次に掲げる事項の処理は、振興局長に委任する。ただし、長崎振興局長にあっては、環境関係事項及び水産関係事項を、県央振興局長にあっては、環境関係事項、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで及び第180号から第184号までを、島原振興局長にあっては、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第137号から第149号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで及び第180号から第184号までを、県北振興局長にあっては、水産関係事項（西海市に係る事項に限る。）並びに土木関係事項中第138号から第140号まで、第142号から第147号まで、第167号から第170号まで及び第174号から第177号までを、五島振興局長にあっては、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第138号から第140号まで（上五島空港の場合に限る。）、第142号から第147号まで（上五島空港の場合に限る。）及び第180号から第184号までを、壱岐振興局長にあっては、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号及び第180号から第185号までを、対馬振興局長にあっては、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号及び第180号から第184号までを除く。</p> <p>略</p> <p>水産関係事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 長崎県漁業調整規則（<u>令和2年長崎県規則第44号</u>。以</p>	<p>(所管区域における委任事項)</p> <p>第2条 次に掲げる事項の処理は、振興局長に委任する。ただし、長崎振興局長にあっては、環境関係事項及び水産関係事項を、県央振興局長にあっては、環境関係事項、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで及び第180号から第184号までを、島原振興局長にあっては、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第137号から第149号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで及び第180号から第184号までを、県北振興局長にあっては、水産関係事項（西海市に係る事項に限る。）並びに土木関係事項中第138号から第140号まで、第142号から第147号まで、第167号から第170号まで及び第174号から第177号までを、五島振興局長にあっては、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第138号から第140号まで（上五島空港の場合に限る。）、第142号から第147号まで（上五島空港の場合に限る。）及び第180号から第184号までを、壱岐振興局長にあっては、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号及び第180号から第185号までを、対馬振興局長にあっては、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号及び第180号から第184号までを除く。</p> <p>略</p> <p>水産関係事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 長崎県漁業調整規則（<u>昭和39年長崎県規則第89号</u>。以</p>

下この号において「規則」という。)第9条第2項、第10条第2項、第11条第3項、第5項及び第7項、第13条第2項、第15条第2項、第20条第1項、第22条第1項及び第2項並びに第23条第1項の規定による海区漁業調整委員会に対する諮問(漁業法(昭和24年法律第267号)第57条第1項の規定による中型まき網漁業のうち、いわし、あじ、さばまき網漁業、しいらづけまき網漁業及び小型機船底びき網漁業のうち、手繰第2種えびこぎ網漁業並びに規則第4条第1項第1号、第2号、第6号(いわし、あじ、さばまき網に係るものに限る。)、第9号、第15号、第22号、第23号及び第29号に掲げる漁業に関するものを除く。)に関する事。

農林関係事項

- (1)及び(2) 略
- (3) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第17条の規定による農薬販売業者の届出に関する事。
- (4) 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第23条の規定による肥料の販売業務についての届出に関する事。
- (5)～(22) 略
- (23) 農業農村整備事業のうち、県営事業(災害復旧事業を含む。)の調査、設計、工事執行及び監督に関する事。
- (24) 農業農村整備事業のうち、団体営事業(災害復旧事業を含む。)の指導監督及び検査に関する事。
- (26) 次に掲げる交付金等により県以外の者が実施する事業の指導監督及び検査に関する事。
ア 強い農業・担い手づくり総合支援交付金
イ 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)
- (27)～(37) 略
- (38) 農林部所管の公共用地の取得及び換地に伴う登記に関する事。
- (39) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律17号。次号から第44号までにおいて「法」という。)第4条及び附則第2条の規定による届出の受理に関する事。
- (40) 法第6条の規定による勧告に関する事。
- (41) 法第8条の規定による行為の制限の許可に関する事。
- (42) 法第9条の規定による防災工事に関する計画の届出の受理に関する事。
- (43) 法第10条の規定による防災工事の施行の命令に関する事。
- (44) 法第18条の規定による報告の徴収及び立入調査に関する事。
- (45) 農林水産省農村振興局が所管する災害復旧事業のうち、団体営事業で、特に緊急度が高く早急に着工を要する場合の指導及び着工(決定前施行)に関する事。
- (46) 農林水産省農村振興局が所管する災害復旧事業の事業計画変更のうち、団体営事業の変更の内容が軽微なもの処理に関する事。

下この号において「規則」という。)第8条第3項、第22条第2項及び第3項、第24条第2項、第25条第4項、第27条第2項並びに第29条第2項(第30条第3項及び第31条第5項の規定により準用する場合を含む。)の規定による海区漁業調整委員会に対する諮問(漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項の規定による中型まき網漁業のうち、いわし、あじ、さばまき網漁業及び小型機船底びき網漁業のうち、手繰第2種えびこぎ網漁業並びに規則第6条第1号ア並びに第2号ア(いわし、あじ、さばまき網に係るものに限る。)、エ、コ及びニに掲げる漁業に関するものを除く。)に関する事。

農林関係事項

- (1)及び(2) 略
- (3) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第8条の規定による農薬販売業者の届出に関する事。
- (4) 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第23条の規定による肥料の販売業務についての届出に関する事。
- (5)～(22) 略
- (23) 農業農村整備事業のうち、県営事業の調査、設計、工事執行及び監督に関する事。
- (24) 農業農村整備事業のうち、団体営事業の指導監督及び検査に関する事。
- (26) 次に掲げる交付金等により県以外の者が実施する事業の指導監督及び検査に関する事。
ア 強い農業づくり交付金
イ 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)
ウ 経営体育成支援事業
- (27)～(37) 略
- (38) 農林部所管の公共用地の取得に伴う登記に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

長崎県訓令第12号の2

本 庁

地方機関

長崎県決裁規程（昭和42年長崎県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月1日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前				
別表第3（第12条関係） 水産部 略				別表第3（第12条関係） 水産部 略				
課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	課（室）	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	
漁業振興課	漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第3項及び第4項の規定による漁業調整委員会の指示又は取消しに関すること。	1 漁業法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 <u>ア 法第10条の規定による水産資源の資源評価の要請</u> <u>イ 法第14条第1項、第4項から第6項まで、第8項及び第9項の規定による資源管理方針の策定又は変更</u> <u>ウ 法第16条の規定による漁獲可能量の設定又は変更</u> <u>エ 法第31条の規定による漁獲量等の公表</u> <u>オ 法第32条第2項の規定による助言、指導又は勧告</u> <u>カ 法第33条第2項の規定による採捕の停止命令</u> <u>キ 法第34条の規定による船舶の停泊命令等</u> <u>ク 法第35条の規定による広域漁業調整委員会指示の要請</u> <u>ケ 法第62条第1項、第64条第1項から第4項まで、第6項及び第8項並びに第67条の規定による海区若しくは内水面漁場計画の作成又は変更</u> <u>コ 法第69条、第71条第1項、第73条、第75条第2項、第80条第2項、第89条第1項及び第3項、第92条第1項、第94条、第168条並びに第169条第2項の規定による漁業権の免許又は取消し</u> <u>サ 法第72条第6項及び第7項の規定による漁業権の共有請求の認可</u> <u>シ 法第76条第1項及び第2項の規定による漁業権の分割又は変更の免許</u> <u>ス 法第78条第2項及び第3項の規定による抵当権の設定の認可</u> <u>セ 法第79条第1項の規定による漁業権の移転の認可</u>	1 漁業法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 <u>ア 法第30条第2項の規定による漁獲量等の報告</u> <u>イ 法第88条第1項から第3項までの規定による休業中の漁業許可</u> <u>ウ 法第90条の規定による資源管理の状況等の報告</u> <u>エ 法第91条の規定による漁業権者に対する指導及び勧告</u> <u>オ 法第106条第7項から第9項までの規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更又は廃止の認可</u> <u>カ 法第112条第3項の規定による沿岸漁場管理団体の活動状況等の報告</u> <u>キ 法第113条第2項の規定による保全活動への協力のあっせん</u> <u>ク 法第116条第1項の規定による沿岸漁場管理団体への勧告</u> <u>ケ 法第117条第1項の規定による免許漁業原簿の登録</u> <u>コ 法第122条の規定による漁場又は漁具の標識の設置命令</u> <u>サ 法第125条第1項の規定による協定の認定</u> <u>シ 法第126条第2項及び第4項の規定による協定への参加のあっせん</u> <u>ス 法第127条の規定による認定協定の実施状況の報告</u> <u>セ 法第139条第2項の規定による応募者の公表</u> 2 漁業法第57条第1項の規定による中型まき網漁業及び小型機船底びき網漁業の許可に関すること。 3 長崎県漁業調整規則（以下本号中「規則」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 <u>ア 規則第4条、第6条、第7条、第11条及び第14条の規定による漁業の許可又は起業の認可</u> <u>イ 規則第13条の規定</u>	漁業振興課	漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第4項及び第5項の規定による漁業調整委員会の指示又は取消しに関すること。	1 漁業法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること（ <u>共同漁業、定置漁業、内水面漁業及び区画漁業に関することに限る。</u> ）。	1 漁業法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること（ <u>共同漁業、定置漁業、内水面漁業及び区画漁業に関することに限る。</u> ）。 <u>ア 法第8条第6項及び第7項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更又は廃止の認可</u> <u>イ 法第36条第1項の規定による休業中の漁業許可</u> <u>ウ 法第50条第1項の規定による免許漁業原簿の登録</u> <u>エ 法第72条の規定による漁場又は漁具の標識の設置命令</u> <u>ア 法第10条、第21条第2項、第27条第2項、第37条第1項、第38条第1項及び第3項又は第128条第2項の規定による漁業権の免許又は取消し</u> <u>イ 法第11条第1項及び第2項の規定による免許の内容等の事前決定又は変更</u> <u>ウ 法第14条第4項、第7項及び第10項の規定による漁業権の共有請求の認可</u> <u>エ 法第22条第1項の規定による漁業権の分割又は変更の認可</u> <u>オ 法第24条第2項の規定による抵当権の設定の認可</u> <u>カ 法第26条第1項の規定による漁業権の移転の認可</u>	2 漁業法第66条第1項の規定による中型まき網漁業及び小型機船底びき網漁業の許可に関すること。 3 長崎県漁業調整規則（以下本号中「規則」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 <u>ア 規則第6条、第20条、第26条及び第27条の規定による漁業の許可又は起業の認可</u>

ヌ 法第86条第1項及び第4項の規定による漁業権の条件の付加
 タ 法第92条第2項並びに第93条第1項及び第2項の規定による漁業権の変更、取消し又は停止の命令
 テ 法第109条の規定による沿岸漁場管理団体の指定及び条件の付加
 ツ 法第111条第1項及び第3項から第6項までの規定による沿岸漁場管理規程の制定又は変更の認可
 テ 法第114条の規定による沿岸漁場管理団体の保全活動に対する協力が得られない場合の措置
 ト 法第115条の規定による沿岸漁場管理団体の保全活動の休止又は廃止の認可
 ナ 法第116条第2項及び第3項の規定による沿岸漁場管理団体の指定の取消し
 ニ 法第120条第9項又は第11項の規定による漁業調整委員会の指示に係る催告又は命令
 ス 法第137条第2項の規定による会長の選任
 ネ 法第137条第4項及び第5項の規定による専門委員会の設置及び専門委員の選任
 ノ 法第138条第6項の規定による漁業者又は漁業従事者の範囲の拡張又は制限
 ハ 法第139条第1項の規定による候補者の募集
 ヒ 法第161条から第163条までの規定による土地の使用及び立入等の許可
 ニ 法第165条第1項又は第4項の規定による土地及び土地の定着物の使用に係る措置
 ヘ 法第169条第1項の規定による水産動植物の増殖命令
 ホ 法第170条第1項及び第3項の規定による遊漁規則の制定又は変更の認可
 コ 法第170条第6項の規定による遊漁規則の変更命令
 2 長崎県漁業調整規則（令和2年長崎県規則第44号。以下本号中「規則」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事
 ア 規則第20条及び第22条第1項の規

による漁業の許可又は起業の認可への条件の付加
 ウ 規則第16条の規定による漁業の許可又は起業の認可の内容の変更許可
 エ 規則第29条の規定による許可証の書換え交付及び再交付
 オ 規則第47条の規定による試験研究等の適用除外
 カ 規則第50条の規定による衛星船位測定送信機等の備付け料金
 4～7 略
 8 水産資源保護法第35条第2項の規定による水産資源保護指導吏員の任免に関する事
 9～12 略

キ 法第34条第1項及び第4項の規定による漁業権の制限又は条件の付加
 ク 法第39条第1項及び第2項の規定による漁業権の変更、取消し又は停止の命令
 ケ 法第67条第9項又は第11項の規定による漁業調整委員会の指示に係る催告又は命令
 コ 法第85条第4項及び第5項の規定による専門委員会の設置及び専門委員の選任
 セ 法第86条第2項の規定による海区漁業調整委員会の選挙権及び被選挙権を有する者の範囲の拡張又は制限
 シ 法第120条から第122条までの規定による土地の使用及び立入等の許可
 ス 法第124条第1項及び第4項の規定による土地及び土地の定着物の使用に係る措置
 セ 法第128条第1項の規定による水産動植物の増殖命令
 ソ 法第129条第1項及び第3項の規定による遊漁規則の制定又は変更の認可
 タ 法第129条第6項の規定による遊漁規則の変更命令
 2 長崎県漁業調整規則（昭和39年長崎県規則第89号。以下本号中「規則」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事
 ア 規則第29条及び第30条の規定によ

イ 規則第15条の規定による漁業の許可又は起業の認可の内容の変更許可
 ウ 規則第18条の規定による許可証の書換え交付又は再交付
 エ 規則第49条の規定による試験研究等の適用除外
 4～7 略
 8 水産資源保護法第32条第2項の規定による水産資源保護指導吏員の任免に関する事
 9～12 略

		定による漁業の許可又は起業の認可の取消し イ 規則第22条第2項及び第23条第1項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の変更、取消し又は効力停止の命令	
		3 略	
		4 水産資源保護法(昭和26年法律第313号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア 法第18条第1項又は法第19条の規定による保護水面の指定、変更又は解除 イ 法第21条第1項の規定による保護水面の管理計画の制定 ウ 法第22条第1項、第2項及び第6項の規定による保護水面の区域における工事等の認可、変更又は回復命令及び勧告	
		5~7 略	

		る漁業の許可又は起業の認可の取消し イ 規則第31条の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の取消し又は漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更若しくは制度又は操業停止	
		3 略	
		4 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)の施行に係る事務に関する事 5 水産資源保護法(昭和26年法律第313号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア 法第15条第1項又は法第15条の2第1項の規定による保護水面の指定、変更又は解除 イ 法第17条第1項の規定による保護水面の管理計画の制定 ウ 法第18条第1項、第2項及び第6項の規定による保護水面の区域における工事等の認可、変更又は回復命令及び勧告	
		6~8 略	

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	室長の決裁事項
漁業取締室		長崎県漁業調整規則(令和2年長崎県規則第44号)第48条、第49条及び第51条の規定による船舶の停泊命令等、船長等の乗組み禁止命令、停船命令	

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	室長の決裁事項
漁業取締室		長崎県漁業調整規則(昭和39年長崎県規則第89号)第50条から第53条までの規定による船舶の停泊命令、船長等の乗組み禁止命令又は漁具等の陸揚げ命令等	

略
農林部
略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
農業経営課	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)第3条の規定の要件に該当する県と市町村との利子補給及び損失補償契約に関する事	1~3 略 4 農業取締法(昭和23年法律第82号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア 法第26条の規定による指定農業使用の規制 イ 略 5 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア及びイ 略	1~11 略 12 農業取締法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア 法第17条の規定による農業販売業者の届出 イ 略 13 肥料の品質の確保等に関する法律第22条及び第23条の規定による特殊肥料生産業者及び肥料生産業者の届出に関する事 14 肥料の品質の確保等に関する法律の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア及びイ 略

略
農林部
略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
農業経営課	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)第3条の規定の要件に該当する県と市町村との利子補給及び損失補償契約に関する事	1~3 略 4 農業取締法(昭和23年法律第82号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア 法第12条の2の規定による指定農業使用の規制 イ 略 5 肥料取締法(昭和25年法律第127号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア及びイ 略	1~11 略 12 農業取締法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア 法第8条の規定による農業販売業者の届出 イ 略 13 肥料取締法第22条及び第23条の規定による特殊肥料生産業者及び肥料生産業者の届出に関する事 14 肥料取締法の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する事 ア及びイ 略

略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
農産園芸課		1及び2 略	略

略

課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
農産園芸課		1及び2 略 3 主要食糧(米穀を除く。)の需給調整	略

		3及び4 略	
		5～10 略	
課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
農産加工流通課			略
課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
畜産課		<ol style="list-style-type: none"> 1 牧野法(昭和25年法律第194号)第9条、第10条、第12条及び第13条の規定による保護牧野に係る指示に関すること。 2 牧野法施行令(昭和25年政令第244号)第2条の規定による牧野の指定に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定による家畜人工授精師養成講習会に関すること。 2 家畜改良増殖法第18条及び第19条の規定による家畜人工授精師の免許及び免許の取消しに関すること。 3 家畜改良増殖法第24条から第26条までの規定による家畜人工授精所の許可、許可の取消し及び指導監督に関すること。 4 長崎県家畜改良増殖法施行細則(昭和39年長崎県規則第95号)第10条の規定による種付の報告に関すること。 5 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の4の規定による飼養衛生管理基準における勅告及び命令に関すること。 6 家畜伝染病予防法第17条及び第20条の規定による家畜の殺処分に関すること。 7 家畜伝染病予防法第21条第1項ただし書の規定による死体の焼却等の義務に関すること。 8 家畜伝染病予防法第50条の規定による動物用生物学的製剤の使用の制限に関すること。 9 長崎県家畜伝染病予防規則(昭和27年長崎県規則第45号)の規定による家畜等の移動の制限等に関すること。 10 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号)の規定による知事が行う事項に関すること。 11 家畜取引法(昭和31年法律第123号)第3条、第5条、第7条、第9条、第10条、第18条、第18条の2及び第27条の規定による家畜市場の登録、登録の取消し、開設及び業務停止に関すること。 12 長崎県種畜貸付規則(昭和28年長崎県規則第31号)の規定による県有家畜の貸付けに関すること。 13 家畜、家きんの共進会、品評会に関すること。 14 養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第5条、第7条及び第10条の規定による種鶏の認定、ふ化業者の登録及び登録の取消しに関すること。 15 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促

		に関すること。	
		4及び5 略	
		6 米穀の需給調整に関すること。	
		7～12 略	
課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
農産加工流通課	卸売市場の整備計画に関すること。		略
課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
畜産課	<ol style="list-style-type: none"> 1 牧野法(昭和25年法律第194号)第9条、第10条、第12条及び第13条の規定による保護牧野に係る指示に関すること。 2 牧野法施行令(昭和25年政令第244号)第2条の規定による牧野の指定に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定による家畜人工授精師養成講習会に関すること。 2 家畜改良増殖法第18条及び第19条の規定による家畜人工授精師の免許及び免許の取消しに関すること。 3 家畜改良増殖法第24条から第26条までの規定による家畜人工授精所の許可、許可の取消し及び指導監督に関すること。 4 長崎県家畜改良増殖法施行細則(昭和39年長崎県規則第95号)第10条の規定による種付の報告に関すること。 5 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の4の規定による飼養衛生管理基準における勅告及び命令に関すること。 6 家畜伝染病予防法第17条及び第20条の規定による家畜の殺処分に関すること。 7 家畜伝染病予防法第21条第1項ただし書の規定による死体の焼却等の義務に関すること。 8 家畜伝染病予防法第50条の規定による動物用生物学的製剤の使用の制限に関すること。 9 長崎県家畜伝染病予防規則(昭和27年長崎県規則第45号)の規定による家畜等の移動の制限等に関すること。 10 農村畜産技術員指導養成に関すること。 11 酪農奨励に関すること。 12 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号)の規定による知事が行う事項に関すること。 13 肉畜増産対策に関すること。 14 家畜取引法(昭和31年法律第123号)第3条、第5条、第7条、第9条、第10条、第18条、第18条の2及び第27条の規定による家畜市場の登録、登録の取消し、開設及び業務停止に関すること。 15 長崎県種畜貸付規則(昭和28年長崎県 	

		<p>進に関する法律（平成11年法律第112号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第5条の規定による管理基準を遵守すべき旨の勧告及び命令</p> <p>イ 法第8条第1項の規定による家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画の策定</p> <p>16～35 略</p>		<p>規則第31号）の規定による県有家畜の貸付けに関すること。</p> <p>16 家畜、家きんの共進会、品評会に関すること。</p> <p>17 養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第5条、第7条及び第10条の規定による種鶏の認定、ふ化業者の登録及び登録の取消しに関すること。</p> <p>18 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 法第5条の規定による管理基準を遵守すべき旨の勧告及び命令</p> <p>イ 法第8条第1項の規定による家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画の策定</p>	<p>1～20 略</p>
--	--	--	--	---	---------------

略

略

別表第4（第12条、第13条関係）

地方機関名	決裁事項	
振興局	共通事項	<p>1 略</p> <p>2 漁業法第37条第1項の規定による中型まき網漁業（いわし、あじ、さばまき網漁業及びしいらづけまき網漁業を除く。）及び小型機船底びき網漁業（手繰第2種及びこぎ網漁業を除く。）の許可に関すること。</p> <p>3 長崎県漁業調整規則（以下本号中「規則」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 規則第4条、第7条、第11条及び第14条の規定による漁業（規則第4条第1号、第2号及び第6号の規定による小型まき網漁業のうち、いわし、あじ、さばまき網漁業並びに同条第9号、第15号、第22号、第23号及び第29号に掲げる漁業を除く。以下本号中において同じ。）の許可</p> <p>イ 規則第6条の規定による起業の認可、第16条の規定による漁業の許可又は起業の認可の内容変更の許可並びに第29条の規定による許可証の書換え交付及び再交付</p> <p>ウ 規則第13条の規定による漁業の許可又は起業の認可への条件の付加</p> <p>エ 規則第22条第2項及び第23条第1項の規定による漁業の許可又は起業の認可の変更又は効力の停止</p> <p>4 漁船法の施行に係る事務に関すること。ただし、漁業法第36条第1項の規定による大臣許可漁業に従事する漁船の登録事務を除く。</p> <p>5～54 略</p>
略		

別表第4（第12条、第13条関係）

地方機関名	決裁事項	
振興局	共通事項	<p>1 略</p> <p>2 漁業法第66条第1項の規定による中型まき網漁業（いわし、あじ、さばまき網漁業を除く。）及び小型機船底びき網漁業（手繰第2種及びこぎ網漁業を除く。）の許可に関すること。</p> <p>3 長崎県漁業調整規則（以下本号中「規則」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 規則第6条の規定による漁業（規則第6条第1号及び第2号アの規定による小型まき網漁業のうち、いわし、あじ、さばまき網漁業並びに同条第2号エ、コ、及びニに掲げる漁業を除く。以下本号中において同じ。）の許可</p> <p>イ 規則第15条の規定による漁業の許可又は起業の認可の内容変更の許可、第18条の規定による許可証の書換え交付及び再交付並びに第20条の規定による起業の認可</p> <p>ウ 規則第31条第1項及び第2項の規定による漁業の許可又は起業の認可の内容の変更若しくは制限又は操業停止</p> <p>4 漁船法の施行に係る事務に関すること。ただし、漁業法第52条第1項の規定による指定漁業に従事する漁船の登録事務を除く。</p> <p>5～54 略</p>
略		

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所